

西ドイツの農業者 社会保障の拡充



1970年10月22日、連邦内閣は、農業者の疾病保険の法律規定について、次のような原則を決定した。

I 連邦政府は、重要な課題として、農業者およびその家族の社会保障の拡充を考慮している。連邦政府は、農業者および老齡共働者が公的疾病保険の保護を必要としているという理解に立っている。そして、老齡共働者のための疾病保険保護は国の財政的援助なしには保障されえないと理解している。

その場合、連邦政府は次のような認識に基づいている。

(1) 農業経営の労働力構造および労働力供給の変化により、経営主の疾病による脱落はリスクの増大を意味する。

(2) 農業所得は増大しているが、個人的には医療費は、通常、保険による保護なしにはもはや負担できなくなっている。

(3) 農業者自身が集団で疾病リスクに対して連帯保障を行わざるをえなくなっている。

よって、連邦内閣は、連邦労働社会大臣 Walter Arendt 氏に、すみやかに次の原則にそって農業者の疾病保険に関する法案を作成することを委任する。

II 農業者疾病保険の法律規定に関する原則

(1) 農業経営者、その被扶養者および老齡共働者は、疾病事故について公的に保険保護を受けるべきである。

(2) 民営疾病保険に加入して十分な給

付を受けている農業者および老齡共働者には、その保険にとどまる可能性が与えられるべきである。

(3) 農業者およびその家族の保険は、もっぱら保険料によってまかなわれるべきである。これに対して老齡共働者の保険の財源は、連邦によって負担されるべきである。

(4) 給付の範囲は、原則として公的疾病保険の現物給付に相当するものとする。ただし、経営主の長期入院による労働力脱落に対しては必要な補償が考慮される。

(5) 農業者の疾病保険は、長期にわたってリスクを調整しうる能力のある自治管理団体によって運営されるべきである。

(6) 疾病、災害および生業不能の場合の被保険者の社会的保護は、地方の領域においても農業者社会保障の実施者の緊密な協力によって保証されなければならない。

Ausbau der sozialen Sicherung der Landwirte, *Zeitschrift für Sozialreform*, März 1971, S. 160—162.

(石本忠義 健保連)